

○農林水産省告示第六百四十二号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜共済損害認定準則を次のように定める。

平成三十年三月二十八日

農林水産大臣 齋藤 健

家畜共済損害認定準則

第一 組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）から死亡廃用共済に係る法第三百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、現地において、当該通知に係る家畜（牛の胎児を含む。以下同じ。）が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に死亡廃用共済に係る共済事故が生じたこと、その共済事故が火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に

規定する届出伝染病（特定肉豚（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第四十条第四号に規定する特定肉豚をいう。以下同じ。）にあつては、規則第七十四条第二項第三号の規定により農林水産大臣が指定するものに限る。）をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡又は廃用（以下「特定事故」という。）であるかどうか及び当該家畜（母牛が死亡又は廃用したことに伴い死亡した牛の胎児、第三項の規定により確認される種豚及び死亡した肉豚を除く。）について獣医師の診療（検案を含む。）を求めたことを確認しなければならない。

2 組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連合会及び法第一百七十条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）に離島（離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島（組合等の事務所が所在する離島を除く。）に限る。以下同じ。）が含まれる場合において、組合等の職員が離島において前項の規定による確認（以下

「現地確認」という。）をすることが困難なときは、あらかじめ、特定組合等（法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）以外の組合等にあつてはその所属する都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）、特定組合等にあつては農林水産大臣の同意を得て、現地確認を損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事させるため、組合等が任命した者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

3 組合等は、組合員等から死亡廃用共済に係る法第三百三十条第三号の規定による通知を受けた場合において、その通知が種豚又は特定肉豚の死亡（特定事故を除く。）に係るものであるときは、前二項の規定にかかわらず、現地確認に代えて、当該組合員等に、当該通知に係る種豚又は特定肉豚を撮影した画像を電磁的方法（法第二十三条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供させ、当該種豚又は特定肉豚が当該組合等の死亡廃用共済に付されていること及び当該種豚又は特定肉豚の死亡（特定事故を除く。）が生じたことを確認することができる。

4 組合等は、現地確認をした後、共済事故に係る家畜について、次に掲げる事項を調査し、及び第一号に掲げる価額を算定した上で、規則第百十五条第一項の規定により算定される損害の額（以下「死亡廃用共

済の損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 肉皮等残存物の価額又は廃用家畜の価額

二 手当金、補償金等の有無及びその額

5 第二項の規定により損害評価員が現地確認を行った場合における前項の規定による調査は、あらかじめ、特定組合等以外の組合等にあつてはその所属する都道府県連合会の同意を、特定組合等にあつては農林水産大臣の同意を得て、損害評価員に行わせることができる。

6 第四項第一号に掲げる事項の算定は、肉皮等残存物の価額にあつてはその売渡価格、廃用家畜の価額にあつては組合等の区域の家畜が主に取引される家畜市場（家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）第二条第三項に規定する家畜市場をいう。以下同じ。）における取引価格（組合等の区域に家畜市場がないときは、当該区域における一般的な取引価格）を基準として行わなければならない。ただし、種雄牛以外の牛について、肉皮等残存物又は廃用家畜が食肉として利用される場合において、当該売渡価格又は当該取引価格が次の算式により算定される金額を下回るときは、当該金額を基準として行わなければならない。

A×B－C

Aは、次に掲げる金額

イ 当該組合等の区域の家畜に係る枝肉が主に取り引される卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場であつて食肉の取引が行われるものをいう。以下同じ。

）において前年に取り引された最低規格（規則第四十九条第一項第三号の規定により廃用と認定された乳牛の雌以外の牛及び同項第五号の規定により廃用と認定された乳牛の雌については、最低規格より一等級上に格付けされる規格。以下同じ。）の枝肉の一キログラム当たりの平均価格

ロ 前号の平均価格を算出することが困難である場合にあつては、当該組合等の区域の近隣地域において家畜に係る枝肉の卸売取引が行われている他の卸売市場における前年に取り引された最低規格の枝肉の一キログラム当たりの平均価格

ハ 前二号の平均価格を算出することが困難である場合にあつては、全ての食肉中央卸売市場（卸売市場法第二条第三項に規定する中央卸売市場であつて食肉の取引が行われるものをいう。）において前年に取り引された最低規格の枝肉の一キログラム当たりの平均価格

Bは、肉皮等残存物についてはその枝肉重量、廃用家畜についてはその体重の二分の一に相当する重量

Cは、肉皮等残存物又は廃用家畜を枝肉に処理するために必要な費用に相当する額

7 第四項の規定による手当金、補償金等の調査は、当該共済事故による損害を填補することを主たる目的として支払われるべき全てのものについて行うものとする。

第二 都道府県連合会が行う死亡廃用共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る法第七十二条において準用する法第三百十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けた場合において、当該損害通知が廃用に係るものであり、かつ、第一第一項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が現地確認を行うときは、当該現地確認に立ち会わなければならない。この場合において、組合等が使用するテレビ電話その他の情報通信機器を通じた映像及び音声により都道府県連合会が共済事故に係る家畜の症状等を確認した場合、現地確認に立ち会ったものとみなす。

2 都道府県連合会は、やむを得ない理由があつて組合等が行う現地確認に立ち会うことができない場合又は組合等が第一第二項の規定により現地確認を損害評価員に行わせた場合には、獣医師の診断書によつて

、損害通知に係る家畜が組合等の死亡廃用共済に付されていること、当該家畜に廃用が生じたこと及びその共済事故が特定事故であるかどうかを確認するものとする。

3 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けた場合において、当該損害通知が死亡に係るものであり、かつ、組合等が第一第一項から第三項までの規定による確認をすることが困難な場合その他必要があると認めるときは、組合等に代わって、第一第一項若しくは第三項又は前項の規定の例による確認をしなければならない。

4 都道府県連合会は、死亡廃用共済に係る損害通知を受けたときは、第一第四項各号に掲げる事項について調査し、及び同項第一号に掲げる金額を算定した上で、死亡廃用共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、当該調査及び算定には、第一第六項及び第七項の規定を準用する。

第三 組合等が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 組合等は、組合員等から疾病傷害共済に係る法第百三十条第三号の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、獣医師の診断書によって、当該通知に係る家畜が当該組合等の疾病傷害共済に付されていること及び疾病傷害共済に係る共済事故が生じたことを確認しなければならない。

2 組合等は、前項の規定による確認をした後、次に掲げる事項を審査し、規則第百十七条第一項の規定により算定される損害の額（以下「疾病傷害共済の損害の額」という。）を認定しなければならない。

一 共済事故に対する診療その他の行為であつて、共済金の支払の対象となるものの内容

二 前号の診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用の額

3 前項第一号に掲げる事項の審査は、当該共済事故に対して通常必要とされる診療その他の行為を基準として行わなければならない。

第四 都道府県連合会が行う疾病傷害共済の損害の額の認定

1 都道府県連合会は、疾病傷害共済に係る損害通知を受けたときは、第三第二項各号に掲げる事項を審査し、疾病傷害共済の損害の額を認定しなければならない。この場合において、同項第一号に掲げる事項の審査には、第三第三項の規定を準用する。

2 都道府県連合会は、前項の規定に基づき認定した損害の額が第三第二項の規定により組合等（特定組合等を除く。以下同じ。）の認定したものと異なるときは、組合等に、疾病傷害共済の損害の額を修正して認定させることができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。